

(第一類 第二回議院第一号)

内閣委員会議録第十一号

提出第五二号

令和二年五月十五日(金曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長

松本 文明君

理事

井上 信治君

理事

関

芳弘君

理事

長坂 康正君

理事

牧島かれん君

理事

今井 雅人君

理事

宮内 秀樹君

理事

大島 敦君

理事

安藤 裕君

理事

太田 昌孝君

理事

池田 佳隆君

理事

大西 宏幸君

理事

小寺 裕雄君

理事

杉田 水脈君

理事

津島 淳君

理事

丹羽 秀樹君

理事

平井 卓也君

理事

古田 圭一君

理事

三谷 英弘君

理事

村井 英樹君

理事

稻富 修二君

理事

源馬謙太郎君

理事

階猛君

理事

大西 宏幸君

理事

高木 長尾

理事

西田 啓君

理事

伊藤 崇君

理事

太郎君

理事

宮澤 博行君

理事

伊藤 俊輔君

理事

大河原雅子君

理事

後藤 祐一君

理事

中島 克仁君

理事

森田 俊和君

理事

塩川 健太君

理事

藤野 鉄也君

理事

津島 淳君

理事

古田 圭一君

理事

伊藤 俊輔君

理事

大西 宏幸君

理事

中谷 一馬君

理事

後藤 祐一君

理事

佐藤 茂樹君

理事

藤野 保史君

理事

吉田 統彦君

理事

江田 康幸君

理事

塩川 鉄也君

理事

足立 康史君

理事

同日

辞任

同日

補欠選任

同日

よ
ね。

水曜日の段階で、今のお話をおこうやつて聞けば、役所同士聞けばいいんですから、ある程度の方向性、これは当然検討してはいるでしょう

う。この基準についてのある程度の指向性を示す文書は、実はあるんじゃないんですか。
○武田国務大臣　一昨日の委員会ですか、おつ
しやるとおり、私の方からは何度も、人事院規則
また国会の議論を踏まえて、法務省で適切に判断
してまいってくれるだろうという言い方をいたし
ました。

委員が、恐らく一昨日の委員会ではある意味で、もうでき上がつたものがあるのかないのかといふ言い方をされたので。今から新たに人事院が規則を出していただけると思います。

これは、総裁の方にもなるべく急いでこうした新しい規則を出していただくようにお願いしておられますけれども、そうしたものに基づいてしっかりととしたものをつくり上げていかなくてはならぬいわけがありますが、更に詳細に申し上げますと、現行国家公務員法上の勤務延長の要件は、改正法によつても緩められてはおりません。また、役職定年制の特例の要件につきましても、勤務延長と同様の要件が定められており、これらの具体的な要件は人事院規則において適切に定められているものと承知しております。

また、検察庁法の内容に関する事項に入っていますが、検察官の勤務延長や職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の役おり特例が認められる要件につきましても、職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由などと規定し、改正国家公務員法と比しても緩められておらず、かつ、これらの要件をより具体的に定める内閣が定める事由などと規定しますけれども、本来であるならば、一昨日から何度も申し上げているように法務省に聞いていただければいいんですけれども、本日も残念なことに法務省に通告を出していただけなかつたということで、私の方からやむを得ず答弁させていただきますけれども、改正法上の検察官の勤務延長や役おり特例が認められる要件につきましても、職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由などと規定し、改正国家公務員法と比しても緩められておらず、かつ、これらの要件をより具体的に定める内閣が定める事由などと規定しますけれども、本来であるならば、一昨日から何度も申し上げているように法務省に聞いていただければいいんですけれども、本日も残念なことに法務省に通告を出していただけなかつたということで、私の方からやむを得ず答弁させていただ

閣が定める事由等についても、新たな人事院規則の規定に準じて定めるものと承知をいたしております。

このように、改正法に検察官の勤務延長や役割特例が認められる要件を定めた上で、新たなる人事院規則に準じて内閣が定める事由等でより具体的に定めることとしておりますけれども、人事院規則が定められていない現時点で、内閣が定める事由等の内容を具体的に示すことというのは、御承知のように、何度も申し上げておりますようになります。

なお、現行国家公務員法上の勤務延長が認められた事由については、人事院において、定年退職予定者が大型研究プロジェクトチームの主要な構成員であるため、その者の退職により当該研究の完成が著しく遅延するなどの重大な障害が生ずる場合などを念頭に置きつつ、人事院規則で、業務の性質上、その職員の退職により担当者の交代が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるときなどと定められており、このような規定も新たな規定の参考になるものと考えております。

○後藤祐委員 それは配付資料の二にあるんですよ。既存のルールを言つただけなんですよ。それは余り変えないと言つているんだから、もうわかつてゐる話じやないですか。

続きは後でやります。

○松本委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

おとといから後の藤野委員の質疑は極めて重要であります。まさに法案の中心部分にかかる問題です。

今回の法改正は、大きく言って二つの内容があります。

第一に、六十三歳の検察官の定年年齢を六十五歳に引き上げる。これは、全ての検察官に適用されます。この部分は、我が党を含め、異論はないわけですね。

ところが、本法案はこれだけではありません。第二にある特定の検察官については、定年年齢

を超えて勤務延長を行うことができるようになります。つまり、ある検察官は定年年齢を超えるけれども、別の検察官は定年年齢を超えない可能性が出てくる。

例えば、ある検察官は、在任中、政治家や大企業の疑惑を厳しく追及してきた。こういう検察官は定年延長をさせないことが可能になる。片や、別の検察官は、政治家や大企業の疑惑を次々と不起訴にしてきた、問わなかつた。こういう検察官は定年を延長することが可能になる。しかも、法案を見ますと、その判断基準を内閣

我慢を重ねているときにこんなことをやるのか、こういう怒りの声であります。私は、法務委員会や予算委員会でこの問題を取り上げてきました。改めて、大臣に根本問題についてお聞きしたいと思うんです。現行法は、検察官が六十三歳に達したときと一二十二条に規定して、退官する場合、延長を一切認めておりません。つまり、キャリアの最後で年齢以外の要素は一切考慮しないよというのが現行法であります。

○武田国務大臣 御指摘の点は、検察官法の解釈の話であり、本来ならば法務省が答弁するところでありますけれども、残念なことに通告をしていただけなかつたので、やむを得ず私の方から答弁をさせていただくことになると思つんですねけれども、現行の国家公務員法に勤務延長制度が導入された当時は、同制度は検察官に適用されないと解釈をしておりました。しかし、その検討の過程や理由等については、現時点では必ずしもつまびらかにはなつております。

旨の特例は定められていないことでありまして、検察官の定年にして、検察官法で定められている検察官の定年による退職の特例は定年年齢と退職時期の二点であります。国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても、一般法たる国家公務員法によつていると言うべきところであります。

御指摘の、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、一定年制度の趣旨を損なわない範囲で、定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にもひとしく及ぶべきであることはどから、検察官の勤務延長につきましては、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できると考えられるため、一月にその解釈という

ものを変更したところであります。したがつて、現行の検察序法は、検察官の勤務延長を一切認めない制度とはなつていいと解されるものと理解をいたしております。

○藤野委員 今答弁したのは、十月末以降の新しい解釈なんです。そんなことは法務委員会や予算委員でもさんざんやつてきた。

私がお聞きした根本問題、やはりお答えにならない。なぜ現行法は年齢以外の一切の要素を出口で認めていないのか。これは、やはり、年齢以外の一切の要素を出口で考慮すると、ここに恣意的介入の余地があるからであります。

検察官というのは、唯一の公訴提起機関になつ

ております。これは、人を罪に問うかどうかということを決める特別の権限です。こういう権限を持つてゐる唯一の機関、これが検察官です。過去には、総理経験者すら訴追し政権を揺るがすなど、検察と政治というのは常に緊張関係にありました。つまり、検察官というのは単なる行政官ではなくて、準司法機関なんです。ここがポイントなんですね。

ロッキード事件を指揮しミスター検察と呼ばれた伊藤栄樹氏は、検事総長時代に部下にこう訓示していました。巨悪を眠らせるな、被害者とともに泣け、国民にうそをつくな。つまり、巨悪を眠らせないという重い使命を持ったいる準司法官。だからこそ、どんな巨悪にも屈しない、厳格な政治的中立性が求められるわけですね。これをあらゆる段階で担保している。

そして、この定年というのは、キャリアの最後、出口でもこうした政治的中立性を確保するため、年齢以外の一切の要素を考慮しない。考慮しないから誰も介入できないんですね。そのことで、この分野でも独立性を担保してきた。大臣、もう一回お聞きします。要するに、定年というキャリアの最後で年齢以外の要素を考慮しない、これが現行法です。ですから、年齢以外の要素を考慮すること自体が介入の余地をつくり出ません、こういう認識はありますか。

○武田国務大臣 年齢以外の要素を考慮しないとは書いておりません。

○藤野委員 私が聞いたのは、今は書いているんです、二十二条に。検察庁法二十二条で、六十三歳に達したときと書いてあるんです。それ以外の要素はないんですね。この理由は今申し述べたとおりです。

○武田国務大臣 先ほどの答弁で申しましたけれども、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定めていないんです。定めてい

ません。御理解ください。

○藤野委員 私の質問に答えていただきたい。

今回、年齢以外の要素をつけ加えたら、そこに裁量の余地が入りますか、入りませんか。これだけお答えください。

○武田国務大臣 いや、勤務延長を認めない旨の特例は定められていないんですから。

○藤野委員 そこはまだお聞きしますけれども、先ほど、人事院の規則がどうとか、そういう新たな要素をつけ加えると、その解釈が問題になるわけです。今、そこは全然出口ではないんです。年齢だけなんです。そこに新たな要素をつけ加えるのが今回の法案になつてているということなんですよ。

検察官の任命あるいは活動、そして退官。いろいろなフェーズがあります。そして、任命については内閣が行う。しかし、今問題になつてているのは出口なんです。定年の、こういう出口の、キャリアの最後の段階で内閣の介入を許す制度をつくらないから誰も介入できないんですね。そのことで、この分野でも独立性を担保してきた。大臣、もう一回お聞きします。要するに、定年というキャリアの最後で年齢以外の要素を考慮しない、これが現行法です。ですから、年齢以外の要素を考慮すること自体が介入の余地をつくり出ません、こういう認識はありますか。

○武田国務大臣 年齢以外の要素を考慮しないと官じやないからです。準司法官という側面があるから、厳格な政治的中立性を出口でも担保する。大臣、これはお答えください。要するに、現行法は、検察官の出口でも内閣に入れないようになりますが、どうかは人事院ではなにわざわざ年齢だけを考慮しています。そこに本法案は特例をつくるうとしているんです。これは検察官の独立性を害する、ひいては三権分立を脅かす、そうなるんじゃないですか。

○武田国務大臣 前とは違つんだろうということをおつしやりたいんですか。（藤野委員「何を言つぶ」）

○松本委員長 藤野保史君、もう一度。

○藤野委員 厳格な要件を幾らつくとも、今、人事院の承認、要するに、今もあるんです、先ほど言ったように、人事院規則というのは、「一号から三号まで。その当時はめを今人事院がやつていいから、内閣から独立した客觀性が一定程度担保

する、しかし、今回はそれを、内閣の定めるところに変えるわけですよね。ここに恣意的裁量の余地が内閣に生まれるじゃないかというのが私の質問です。

○武田国務大臣 そもそも検察官も一般職の国家公務員であり、検事総長、次長検事、検事長の任命は内閣が、その他の検察官の任命は法務大臣がやつてきたわけですよ。

先ほど、要件を定めることということではありますが、私たちは、要件があればいいという問題じやないと思うんです。先ほど言つたように、検察官についてはそもそも例外がない。年齢以外、出口では考慮しないというのが極めて重大なボイントなんですね。だから、例外を認めた上で、その例外要件をどうするか。これは、議論としてはあり得ても、検察官については中心的な問題ではない。逆に、どんな詳細な要件をつくっても、その要件に当たはまるかどうかを、じゃ、今度は誰が判断するようになるのか。

本法案では、人事院の承認等の規定を、内閣が定めるというふうに読みかえます。つまり、これは定年延長等、判断権者が人事院から内閣にかかる場面が出てくるということなんですね。

大臣にお聞きますが、どんな詳細な要件を定めたとしても、法案が人事院の承認等を外す以上、この要件に該当するかどうかは人事院ではなく内閣が判断する。結局、これは内閣の恣意的な判断を許すんじゃないですか。

○武田国務大臣 定年制の趣旨をしっかりと踏まえるためだと思います。

○藤野委員 いや、答えになつていません。

私の質問は、なぜ任命権者は別に人事院の承認を再延長の場合は必要とするのか、そのことですか。

○武田国務大臣 趣旨にしつかりとのつとるためにするためだと思います。

○藤野委員 今回の法案は、その人事院の承認を外して、内閣がまたやるわけです。任命権者がもう一回やるわけです。これは、全く、要するに、

結局、内閣が好き勝手できるということなんですよ。内閣から独立した人事院がわざわざ承認を求めていたものを読みかえて、内閣の定めるところにしちゃう。だから、幾ら内閣の定めるところの形態も社会情勢も変わつてきているんですよ。それに的確に対処できる柔軟な対応をとつていくことも、これまた重要なことだと思いますよ。

これらの制度というのは、検察権の行使に圧力を加えるものではないんです。また、いずれの制度についても、その判断というものは、ほかの国家公務員と同様に、その任命権者が行うんです。

○藤野委員 では、大臣が担当されている部分についてお聞きますが、現行法は、一般職の国家公務員の定年延長の再延長です、二回目。これについては人事院の承認を必要としております。これはなぜなんですか。

○武田国務大臣 定年制の趣旨をしっかりと踏まえるためだと思います。

○藤野委員 では、大臣が担当されている部分についてお聞きますが、現行法は、一般職の国家公務員の定年延長の再延長です、二回目。これについては人事院の承認を必要としております。これはなぜなんですか。

○武田国務大臣 定年制の趣旨をしっかりと踏まえるためだと思います。

○藤野委員 いや、答えになつていません。

私の質問は、なぜ任命権者は別に人事院の承認を再延長の場合は必要とするのか、そのことですか。

○武田国務大臣 趣旨にしつかりとのつとるためにするためだと思います。

○藤野委員 今回の法案は、その人事院の承認を外して、内閣がまたやるわけです。任命権者がもう一回やるわけです。これは、全く、要するに、

これは結局、恣意的裁量の余地が入ります。恣意的判断の余地が入ります。

もともと、現行法がなぜ検察官に特別の定年制度を定めているのか。これは、戦前の人権侵害の反省に基づく現行憲法の要請であります。

配付資料の一を見ていただきますと、刑事訴訟法の提案理由。刑事訴訟法、まさに今問題になつてゐる検察官、これが何でつくられたかというその説明の中で、ここにありますように、新憲法は、各種の基本的人権の保障において、格別の注意を払つてゐるのであります、なかんずく刑事手続におきましては、我が国における従来の運用に鑑み、特に三十二条以下数条を割いて、極めて詳細な規定を設けている。

つまり、このなかんずく刑事手続に関して我が国における従来の運用というのは、戦前の治安維持法を始めとするさまざまの人権侵害が刑事手続の中で行われた、だから法律だけでなく憲法に、わずか百三條の憲法の中、三十一條から四十条まで、十一条も刑事手続だけに特化した憲法の規定を置いているのは、法律では動かしちゃだめだと、戦前の重い教訓なんです。

これに基づいて、配付資料の二にありますけれども、まさに検察官法の提案理由でも、「新憲法が司法権の独立につき深甚の考慮をいたしておりますことに鑑みますれば」ということで検察官法がつくられているわけですね。ですから、大臣、この検察官法をどういうふうに捉えるかということも問われております。まさに憲法に由来するわけですね。検察官の地位の特殊性あるいは検察官の特別の定年制度といふのは憲法に由来する。

配付資料の三を見ていただきますと、日弁連が四月六日に会長声明を出しました。異例なことですが、五月十一日にも二度目の反対声明を出しております。いずれでも強調しているのは、今回の配付資料が憲法に反するということなんです。その配付資料の三の四月六日のを見ていただきますと、「憲法の基本原理である権力分立に反する」などと指摘がされております。

大臣にお聞きしますが、今回の法案が憲法の基本原理である権力分立に反する、こういう認識はありますか。

○武田国務大臣 何度も申しますけれども、これは検察官の話であつて、法務省にお聞きになつてもらつべきところでありますけれども。今回、残念なことにその通告がなされなかつたことで、いたし方なく私の方からお答えをさせていただきました。

憲法に由来するかどうかということをおつしやいましたけれども、検察官の権限すなわち検察権、憲法第六十五条が内閣に属すると定める行政権の一部をなすものとされております。そして、

検察官には、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関とされているように、憲法七十六条が定める司法権の発動を促し、その適正、円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法官的性格を持つという職務の特性が認められる、このように承知をいたしております。

○藤野委員 いや、だから、後半はそのとおりなんです。大臣おつしやったように、準司法官という側面があるわけですね。誰を訴追するのか、誰を裁判にかけるのか、こういうところがほかの一般職国家公務員とは全く違つ。しかも、ほかの省庁でいえば、大臣がいて、そのもとで仕事を分担しますが、検察官は一人一官庁、一人が全ての権限を持つてゐるわけです。権限の中身も権限の行使の仕方も全く違うのが検察官であり、今大臣おつしやつたように、準司法官だからそういう権限が与えられているわけですね。

○武田国務大臣 もう何度も申しますように、検察官法改正案のお話であつて、本来ならば法務省が答えるべきところでありますけれども、本当に残念なところで、今般もまた通告をしていただけなかつたということで、いたし方なく私の方からお答えをさせていただきたいと思つておりますけれども、まず、現行国家公務員法上は、一月の解釈変更以降、検察官への勤務延長の規定の適用に当たり、読みかえ規定は必要でなかつたものと承知をいたしております。

しかし、今般の改正により、国家公務員法の勤務延長の規定が、検察官に観念できない管理監督職などを含むものに改められたものと理解をいたしております。そのため、検察官については、読みかえ規定がなければ国家公務員法上の勤務延長の規定を適用することが困難になつたため、所要の規定を設けられたのは、黒川検事長の勤務延長

法務省が提出した資料です。これは法務委員会でもたびたび議論した資料なんですねけれども、これは実は非常に大きな資料の一部なんですが、前半は法務省が昨年十月末までに検討した部分がる書いてあつて、後半はことしになってから提出した

部分がる書いてある。この後半のことしに入つてからやつの冒頭に、この配付資料の四が一枚あるんですね。これは後半全体を貫くものなんですが、見ていただきますと、そこにありますように、今回、検察官についても勤務延長制度が適用されるものと整理したことから、新たな修正を行つて、まさに整ったと言つてあるんですね。極めて簡単なんですね。整理したから検察官法に新たな修正をしましよう。

大臣にお聞きしますが、法務省自身が、大臣の言う何か職務の遂行上の特別の事情が、時間があつたから思ついたとかそういうことではなくて、まさに整理した、黒川氏に適用しようと整理した、このことが新たな修正につながつた、こういうことじやないんですか。

○武田国務大臣 もう何度も申しますように、検察官法改正案のお話であつて、本来ならば法務省が答えるべきところでありますけれども、本当に残念なところで、今般もまた通告をしていただけなかつたということで、いたし方なく私の方からお答えをさせていただきたいと思つておりますけれども、まず、現行国家公務員法上は、一月の解釈変更以降、検察官への勤務延長の規定の適用に当たり、読みかえ規定は必要でなかつたものと承知をいたしております。

一つは、巨悪を眠らせないという検察の使命が果たせなくなる可能性があるわけですね。行政権力にに対するメスを入れられなくなる。巨悪を眠らせない、ロッキードとかリクリートとか、そういう頑張ってきた検察官は、キャリアの終わりになつてきたらもうこいつは延長させないどころか、先ほど言つたように、検察官というの人は人を罪に問うことができる、逆に言えば問わないこと

もできる。問うか問わないかを決定できる唯一の公訴提起機関であります。その幹部の人事が時の政権に握られたらどうなるか。

一つは、巨悪を眠らせないという検察の使命が果たせなくなる可能性があるわけですね。行政権力にに対するメスを入れられなくなる。巨悪を眠らせない、ロッキードとかリクリートとか、そういう頑張ってきた検察官は、キャリアの終わりになつてきたらもうこいつは延長させないどころか、先ほど言つたように、検察官というの人は人を

を追認するためではないと理解しております。○藤野委員 いや、大臣、関係ないとおっしゃるのなら、閣議決定が行われた経過、そして、法案提出が行われて、こういう変更が行われた経過の会議録を出してくれ、あるいは電子的記録を出して、決裁は口頭でやつたと。

ここで、こんなことを言われて、いやいや、これは黒川氏とは関係ありません、信じろという方が無理じゃないですか。大臣自身が、これしかな、このケースしかないとおっしゃつてているわけですね。これは後半全体を貫くものなんですが、見ていただきますと、そこにありますように、今回、検察官についても勤務延長制度が適用されるものと整理したことから、新たな修正を行つて、まさに整つたと言つてあるんですね。極めて簡単なんですね。整理したから検察官法に新たな修正をしましよう。

大臣にお聞きしますが、法務省自身が、大臣の言う何か職務の遂行上の特別の事情が、時間があつたから思ついたとかそういうことではなくて、まさに整理した、黒川氏に適用しようと整理した、このことが新たな修正につながつた、こういうことじやないんですか。

○武田国務大臣 もう何度も申しますように、検察官法改正案のお話であつて、本来ならば法務省が答えるべきところでありますけれども、本当に残念なところで、今般もまた通告をしていただけなかつたということで、いたし方なく私の方からお答えをさせていただきたいと思つておりますけれども、まず、現行国家公務員法上は、一月の解釈変更以降、検察官への勤務延長の規定の適用に当たり、読みかえ規定は必要でなかつたものと承知をいたしております。

一つは、巨悪を眠らせないという検察の使命が果たせなくなる可能性があるわけですね。行政権力にに対するメスを入れられなくなる。巨悪を眠らせない、ロッキードとかリクリートとか、そういう頑張ってきた検察官は、キャリアの終わりになつてきたらもうこいつは延長させないどころか、先ほど言つたように、検察官というの人は人を

罪に問うことができる、逆に言えば問わないこと

もできる。問うか問わないかを決定できる唯一の公訴提起機関であります。その幹部の人事が時の政権に握られたらどうなるか。

一つは、巨悪を眠らせないという検察の使命が果たせなくなる可能性があるわけですね。行政権力にに対するメスを入れられなくなる。巨悪を眠らせない、ロッキードとかリクリートとか、そういう頑張ってきた検察官は、キャリアの終わりになつてきたらもうこいつは延長させないどころか、先ほど言つたように、検察官というの人は人を

罪に問うことができる、逆に言えば問わないこと

もできる。問うか問わないかを決定できる唯一の公訴提起機関であります。その幹部の人事が時の政権に握られたらどうなるか。

大臣、そういう意味で、何でこういうことをやるのかといふこともちょっと見ていただきたいんで

すが、結局これは、大臣が十三日の審議でおつしやつたように、当てはまる事案というのは黒川氏の件以外にないとおつしやいました。まさしくこの法案が、黒川氏のケースを後づけて正当化するための法案だということを如実に示したと思うんですね。

配付資料の四を見ていただきますと、これは法

多くの国民の皆さんが今声を上げて いるんじやないですか。

もう一つは、行政権と検察が一体化した場合、今度は不当な国策捜査が行われる危険性も出でます。あらゆる面でブレークがきかなくなつてくる。

大臣、お聞きしますが、本法案は、そうした検察の公正さ、公正らしさ、こういう検察全体のあり方を変えてしまう危険性がある、こういう認識はおありますか。

○武田国務大臣 何度も申し上げる所によれば、これもまた検察庁法改正案の話でありまして、本来なら法律省に答えていただかなくちゃならないところでありますけれども、本当に残念なことに、

左右されないよう、どのようなときにも、厳正公務員平、不偏不党を旨とし、法と証拠に基づいて適切な事件処理に努めているものと承知しております。御指摘は当たらないものと考えております。

なお、一般の検察庁法改正法案は、国家公務員法が適用される一般職の定年の引上げに合わせて、検察官についても定年を六十五歳まで段階的に引き上げるとともに、国家公務員法に新たに導入する役職定年制及びその特例と同様の制度の導入を行うものであります。

勤務延長や特例の判断につきましては、他の一般職の国家公務員と同様に、検察官についてもその任命権者が行うものとするにすぎず、今回の改正によって内閣が検察官人事に介入するものではなく、もともとある任命権者の人事権行使の延長の範囲内にすぎないわけであります。

○藤野委員 いや、それは全く違います。今、任命のことをおっしゃつたけれども、任命の話じや命のないんです。任命は確かに内閣です。しかし、今回問題になっているのは出口なんですね。任命があつて活動していて、そして定年が近づいてくる

この出口で、今は一切任命権者の介入を許していない。ここに、出口に任命権者の介入を許すとい

うのが今回の法案なんです。全く違うというののは私が言いたい。

では、こういうこの二つ目の制度はないんですね。六十三から六十五に上げるだけで、そこから更に延長というのはなかつたんです。

日に松原を見る会が大問題になる。十二月七日には、東京地検特捜部が、あきもと司議員、カジノ事件ですね。そして、今も大問題になつております、十二月二十七日には、河井あんり議員の捜査も差

手したと報道されている。そして十四日、これだけは、大事だと思うんですけど、安倍総理自身が桜を見る会で刑事告発をされる。こういう状況でまさか三十一日を迎えたということになります。

告発されるとどうなるかといいますと、刑事訴訟法上規定がありまして、警察は、証拠書類などを検察に送らないといけないんです。ですから、ホテルニューオータニの明細など、これは私たちも

が求めても、強制権限はありませんから出せませんが、検察が出してくれと言えば、入手するのは極めて容易なんですね。こういう局面に今入つてはいる。そういうもとで、こういう定年延長の閣議決定が行われたということになります。

まさに出口の問題をわざわざこういうとたばつ

の中で手をつけてきたというところに、そして、この経過に、なぜこんな法案を今、コロナのときやろうとしているのかと、これが、私は透けて見えていると思います。国民の多くが、新型コロナ、耐えに耐えております。そういうときに、まさに火事場泥棒のようにこの法案をござり押しつけることは絶対に許されない、このことを指摘して、質問を終わります。

森大臣、ようやくお越しいたきました。お待ち申し上げておりました。

時間が短いので、早速いきたいと思いますけれども、森大臣は、今週火曜日の大臣記者会見で、あらゆる機会を捉えて、国民の皆様の御疑惑や詔解等に対して真摯に御説明してまいりたいと思ふ。

と発言し、丁寧に説明するとも発言しておられました。

丁寧に説明したかったことをまずお原意申して
げたいと思います。

が、法務省に対して検察庁法改正案に反対する意見書を提出されると聞いております。松尾元検事総長は、ロツキード事件を捜査し、法務事務次官も務め、そして検事総長、検察官の

適格審査会の委員でもあられます。まさに、日本大
きな検察を代表する方と言つていいで
しょう。

森大臣、今お手元には意見書、まだ届いて
かどうかちょっとわかりませんけれども、この松

尾邦弘元検事総長ら検察を代表する方々が、検察庁法改正案に反対し、法務省に意見書を提出されることについて、法務大臣としてどう受けとめておられるか、御見解を伺います。

○森国務大臣 御指摘の報道があることは承知しております。

検察庁法改正案について、さまたがまな御意見があることは承知をしておりますので、引き続き、真摯に御説明してまいりたいと存します。

○後藤(祐)委員 まだ、今ないようでござりますので、たしか三時とか三時半には法務省に持つていくというふうにも聞いていますので、それをお読みになつて、本日中にコメントしていくだけですか。今、真摯に御説明するとおっしゃつたんですから、ちゃんと意見書を手にしてから、本日までに法務大臣としてのコメントを出すことをお約束ください。

○森国務大臣 御指摘の報道があることは承知をしておりますので、引き続き、あらゆる機会に工

寧に、真摯に御説明をしてまいりたいと思ひます。

○森国務大臣 御指摘の報道があることは承知しておりますが、仮定の御質問にはなかなかお答えをできませんが、いずれにせよ、眞實性に御説明を申し上げてているという姿勢は変わらぬところでござります。

く継いでいきたいと思いま
○後藤(祐)委員 これで、この後、恐らく意見書
は届くでしようから、コメントを出さなかつ
ら、これは真摯な姿勢じやないですかね。

森大臣：…（発言する者あり）ちよつと皆さん、静かにしてください、この声、聞こえますか。これが国民の声なんですよ。ネットの上だけじゃやいんですよ。そして、検察を代表する皆さんのか

なんですよ。みんなが森大臣の答弁を注目しています。

という非常に残念な答弁だったのですから、きょうは、この定年延長あるいは役職定年の延長、どういった場合にできるのかという基準について、ぜひ明確に森大臣に示していただきたいと思います。

は、公明党の濱地法務部会長が公明新聞に書かれておりまして、「特に内閣が検察幹部の勤務延長などと認める場合は、その基準の明確化が必要と考えます。」とされておられます。

そして、この基準が曖昧なことについては、左の党の先生方からも大変厳しいコメントがありますけれども、森大臣、定年延長あるいは役職定年延長をどういう場合に認めるかの基準、明確化が必须要じやありませんか。

○森国務大臣 現行国家公務員法上の勤務延長の要件は、改正法によつても緩められておりません。

○松本委員長 次に 藤野保史君、

今も、国会の内外、そして全国で多くの方がこの審議を見守っていらっしゃいます。この委員会室にもその声が届いています。こういう状況で、今この審議が行われている。私たちは、立法府にある者として、この声を本当に真摯に受けとめないといけないと思います。

そして、こうした声の広がりの中で、検事総長の経験者、そうした方々からも、この法案に反対の声、意見書が上がるという状況になりました。やはりこの法案というのは、法務委員会や予算委員会でも私は森大臣と議論してまいりましたが、改めて、森大臣、根本の問題が問われていると思うんです。現行法は二十二条で、六十三歳になつたときに退官すると定めておりまして、延長を一切認めておりません。キャリアの最後で、年齢以外の要素は一切考慮されないというのが現行法なんですね。

○藤野委員 法の支配をつかさどる法務大臣の答弁とは思えません。

会議事録を見ても、それを直接に答弁をした内容が見当たりませんでした。ですので、その規定についての理由や経過については、現時点では必ずしも明らかではありません。

ただ、規定がないときにそれをどう解釈するかということで、これまで勤務延長制度が当たらぬないというふうに解釈をされてきたということです。

梅篠官について勤務延長を認めるという規定はありますんし、認めないという規定もないんです。規定がないんです。

その規定のない理由をということでござりますが、規定がないものの理由についても、当時の国が、規定がないものの理由についても、当時の国

要するに、検察というのには、唯一の公訴提起機関として重い職責を負っているわけです。人を罪に問うかどうかを決める唯一の権限を持つ準司法機関なんですね。巨悪を隠せないという重い使命を持っているのが検察官。だからこそ、どんな巨悪にも屈しない、厳格な政治的中立性が必要です。だから、任命の段階、活動の段階、そして定年退職の段階、あらゆる段階でそれを担保しようということで検察庁法は定められているんです。

今回問題になっているのは、その出口、退職のキャリアの終わりの段階で、この人をもう年齢だけでやめさせるというのが現行法のそういう制度になつていてるわけですね。これは、年齢以外の要素をつくつてしまふと、その年齢以外の要素にいろいろな恣意的解釈の余地が入つてくる、だから出口の段階では年齢以外は一切考慮しない、こういう制度になつているわけです。

大臣にお聞きしますが、ここに特例を設けることと自体が出口における恣意的解釈の余地をつくる、こういう認識はありますか。

○森国務大臣 今藤野委員が御指摘なさった検察官の準司法官的性格、検察官の独立性、これについては、検察官が意に反して罷免されない、やめさせられることがないという、一般的の国家公務員よりも強い身分保障を得ていることによって担保されております。

諸外国においても、行政権に属する者が検察官の任命を行つてゐる例がありますし、勤務延長を行つてゐる例もあると承知しております。

○藤野委員 今大臣がおっしゃった、意に反してやめさせられることがないというのは二十五条に確かにあります。それは職務執行中の話であつて、その二十五条自体が、前三条以外の場合と書いてあるわけです。その前三条の中に、まさに今回の一回の二十二条、定年が入つてゐるわけですね。ですから、もちろんそうですよ、大事です。意に反してやめさせられない、大事です。しかし、前三条以外の場面でそういうことも当然担保しながらも、今回問題になつてゐるのは、それ以外の場合

のまさに定年という、この出口の部分なんですね。一般的の公務員の方々は、任命とそして出口で内閣が関与することはあり得ると思います。そういう制度もある。しかし、検察は、出口では一切の年齢以外の介入の余地を残していないんです。ですから、大臣、今回、この出口のところで特例を設けるということ自体が恣意的介入の余地をつくり出す、そういう認識はありますか。もう一回お答えください。

○森国務大臣 二十二条のこととござりますけれども、その二十二条、前三条の中の二十二条については、勤務延長については規定がございません。ですので、私どもは、その二十二条の特例といふのは、定年の年齢と退職時期の一点であるというふうに考えました。そして、定年により退職するという規範そのものは国家公務員である検察官も一般の国家公務員と変わらない、そして、勤務延長をする趣旨というのも検察官にひとしく及ぶというふうに考えました。

今述べたように、海外でも検察官の勤務延長をしている例がございます。

○藤野委員 私の質問に答えないわけですね。海外はどうとかではなくて、日本は、日本の戦前の人権侵害を踏まえて検察官の独立性というのを高めているわけです。

なぜ高めているか。それは、戦前、治安維持法などの運用は、特高警察だけでなく検察も担つたからであります。車の両輪として、そうした役割を刑事司法に携わる人が果たしてしまった。これを反省から、戦後の憲法は司法の独立に極めて重い役割を果たし、そして、検察官に準司法官としての、裁判官に準ずる身分保障を与えたわけであります。

ですから、外国がどうとかおっしゃいましたけれども、全く違う。日本の場合は、入り口の任命のところも、そして職務執行中のところも、そして・（発言する者あり）委員長、ちょっと、委員長、注意してください。

○松本委員長 静肅にしてください。

○藤野委員 ですから、大臣は今外国のことをおっしゃいましたけれども、私は、なぜ日本の現行法が出口の退職のときに、退官のときに年齢以外の要素をつくっていないのか。これは非常に重い意味があるんです。準司法官という立場を、厳格な政治的中立性をこの場面でも貫こうという、ここに今回特例をつくっている、こういうことなんですね。

大臣、お聞きしますけれども、何か、人事院規則に準じて、人事院規則に準じてとおっしゃるんですが、要件をつければいいという問題じゃないと思うんですね。今言ったように、例外があること自体が問題であって、その例外の要件をどうこうするかというのはまた別の問題であるし、これをつくつたらつくつたで、じゃ、その要件に当たるまるかどうかを誰が判断するのか。この点、改正案は、人事院の承認というのを、内閣が定めるというふうに読みかえるわけです。つまり、定年延長の判断権者が人事院から内閣にかわる。

大臣、お聞きしますが、どんな詳細な要件を定めても、この法案で人事院の承認が外れる以上、その要件に該当するかどうかというのは人事院ではなくて内閣が判断する。結局、内閣の恣意的な判断の余地が生まれるんじゃないですか。

○森国務大臣 そもそも、申し上げますと、検察官については、人事権者が内閣又は法務大臣なんですね。そもそも、検察官について、法律上、その人事権者が内閣、法務大臣なので、改正前後で、今、かわっているとおっしゃいましたが、かわることはあります。これは、検察官の準司法官的性格、検察官の独立性を保持しつつも、検察が行政に属しておりまして、国民主権の見地から、公務員である検察官に民主的な統制を及ぼすためには、行政権が検察官の人事を行いうといふにされたものでございます。

そして、内閣で定める事由については、人事院の新しい規則に準じて行つてまいります。内閣で定める事由の準則に基づいて勤務延長をするといふことにも、検察官は意に反してやめさせる

ことはないということは変わりありませんので、身分上の不利益処分を行うものではなく、検察官の独立性は害しませんし、三権分立にも反しません。

○藤野委員 いや、もう全く私の質問に答えていないわけです。言いたいことだけ言つていい。これじゃ、国会の質疑にならないですよ。

私は、今回の問題というのがなぜそもそも起きたのかということを改めて考える必要があると思うんです。なぜこんな解釈変更を行い、その解釈が破綻したら、今度は法案でそれを合法化しようとしているということがありますが、黒川弘務東京高検事長の定年延長閣議決定が一月三十一日であります。この十月末の段階までは、この延長、定年を六十三から六十五にするというのはありました、六十五に引き上げるというのは。これは別に私たちも反対しておりません。ところが、この十月末以降、まさにその六十五以上を更に延長できる、特別の検察官に、これは十月末以降の話なんです。

十月末以降、何が起きたかということで、この表を出させていただいております。桜を見る会が問題になり、カジノの問題で衆議院議員が逮捕され、そして今、河井議員の問題もどんどんと起こつてくる、安倍総理自身が桜を見る会で刑事告発される、そういう状況の中で、今回、黒川弘務東京高検事長の誕生日のわずか一週間前にこの閣議決定が行われた。

先ほどの後藤委員への答弁で、森大臣自身の認識としても、十月末以降はこの法案に関するような事例はなかつたし、十月末以降は黒川氏の件だけだというふうに答弁されました。

結局、大臣、この黒川氏の件が全ての始まりである、そういうことなんじゃないですか。

○森国務大臣 検察庁においても、優秀な人材の継続的確保、人材育成、さらに知識経験の伝承といった長期的な人事政策は重要であります。特に少子高齢化に対応するため、高齢期の職員を最大限に活用する必要がありますので、検察官の定年

制度及びこれに伴う諸制度の取扱いは近年の課題であります。

そして、十月末に内閣法制局第二部長の審査は終了しましたが、法律案の提出には至っておりま

せんでしたので、通常国会の提出に向けて時間がある中で、定年制度やこれに伴う諸制度というそ

の近年の課題について、検察官への適用等を改めて検討したわけでございます。特に勤務延長制度と再任用の制度について検討を行つてまいりました。

○藤野委員 今、若手の育成とかおっしゃいまし

たけれども、そういうことはもう十月末の段階で議論が済んでいるんです。

検察の場合は一齊に退官することもない、検察は一齊に異動することもない、そもそも降任とい

うものが概念できないということで、そういう、誕生日でやめることはわかつていますから、ある意味それを見越して、誕生日でこうなるなどいうことがわかるわけです。

ですから、こういう、いわゆる勤務延長制度、一般的の公務員制度とは違うね、要らないねという

ことが十月末の段階で結論が出ていたわけですね。それが、急にことしになつてこういう経過の中で出てきたということです。

これが今後このままになつたらどうなるかとい

うことなんですが、大臣、検察官という人は人を罪に問うかどうかを決定できる、問うこともでき

る、問わないこともできる唯一の権限を持つてお

ります。これがもし、時の政権の、いわゆる幹部人事が支配下に置かれれば、まずは、巨悪を眠らせるなという検察の使命が果たせなくなる。そう

やつて頑張つてきた、巨悪に対して立ち向かつてきただけであります。これが、この巨悪は安心して眠るやうになる。大臣、こういう制度になるんじゃないですか。

○森国務大臣 そもそも、藤野委員がおっしゃつ

たとおり、検察は起訴権を独占しております。そのため強大な権力があり、そこに民主的統制を及ぼすため、行政権が人事権を持つっているわけでございます。

しかし、私は、検察の人事については、時の政権に都合のいい者を選ぶということがあつてはならないと思っていました。検察の人事は、國民にとつて検察権を適正に行使をできるかどうかといふ観点を持つて選ばれるものであると思います。

その上で、検察は、権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、これまでも、今も、厳正公平、不偏不党を旨として、法と証拠にのみに基づいて適切な事件処理に努めているとの承知をしております。

○藤野委員 幾らそういうことをおっしゃつて、も、今回の法案で内閣の介入の余地を出口の段階で新たにつくり出す、このことは、検察全体をゆがめ、司法の独立、ひいては三権分立、これを侵すものだ、法の支配を人の支配にしてしまうものだというふうに思います。

今、コロナに集中すべきこういう局面で、火事場泥棒的にこの法案をござり押しするというのは絶対に許されない、このことを指摘して、質問を終ります。

○足立委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

森大臣、武田大臣、お疲れさまでござります。

本当に、おとついの法案審議、そしてきょうの法案審議、抨見をしていましたが、残念ながら、維新以外の野党は、この国家公務員法、検察庁法について本当に事実を知りたい、政府の考え方を知りたいと思つていないです。

だから、一昨日してきよう、法務省の副大臣、政務官、政府参考人を呼んでいないんですよ。結局、法務省から政府参考人を呼んだのは私だけ。だから、知りたくないんですよ。

ただ、武田大臣、いろいろいじめられていてるの

ですよ。会派の議員数は一人しか違わないのに、質疑時間は四倍。だから、ぜひ、自分だけじゃないことで慰めていただきたい、こう思いました。

さて、黒川検事長の議論がありますね。私は、黒川さんの話と今回の法案は関係ないと思います。ただ、文書は大事です、文書は。

そのとき、これは、黒川さんの定年延長をして、ときの閣議請議の決裁文書です。森大臣、この文書以外に、関連する、黒川さんの人事にかかわる行政文書はありますか。

○森国務大臣 お尋ねは、黒川検事長の個別の人事についてですか、それとも、勤務延長の解釈変更の経緯全ではありません。（足立委員「そうです。解釈変じじゃない。人事だけ」と呼ぶ）

個別の人事ということであれば、それが全てでござります。

○足立委員 これを見てください。この閣議請議の決裁、赤い丸がついているのが検事です。人事課長、秘書課長、官房長、事務次官です。これ

は、いわゆる今の検事総長も、それから東京高検の検事長も、みんなこの役職を全部経験しています。

だから、私、不思議なんですよね。事務次官と政務三役で人事を決めているんですか。だから、今、森大臣が文書はないとおっしゃつたのは私はおかしいと思つていています。だから、ぜひ、またこの法案は議論していくますが、文書を残していくことは求めたい、こう思います。

これから、もう一問。これが今回の人事システムであります。いろいろ野党がおっしゃつていることも私は一理あると思うんですよ。というのは、六十五歳よりも先に、要は延長するわけですね。

だから、森大臣、私は一つ提案したい。定年を六十五歳に合わせるからこうなるのであって、六十八歳に合わせたらどうかと思いますが、いかがですか。

○森国務大臣 足立委員のような考え方もあるか